

祝 辞

新たな国立公文書館及び憲政記念館整備工事起工式が開催されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

国立公文書館は、昭和四十六年の開館以来、国民共有の知的資源である公文書等の管理を担う中核的な機関として、確固たる地位を築いてこられました。また、憲政記念館は、議会政治全般を展示公開する我が国唯一の施設として昭和四十七年に開館し、以来、議会制民主主義について理解を深める場として重要な役割を果たしてこられました。この度、国立公文書館及び憲政記念館について、更なる発展のため新たに施設が整備されることとなり、本日、起工式を迎えられましたことは誠に喜ばしく、心からお慶び申し上げますとともに、関係者の皆様の御努力に対し、深い敬意と謝意を表する次第であります。

裁判所が保管している文書の中には、歴史的、社会的な意義を有するものが含まれており、民事事件の判決、重要な憲法判断が示された事件に関する記録などの文書については、「歴史資料として重要な公文書等」として順次国立公文書館に移管しております。裁判所としましては、重要な裁判文書を国民共有の財産として確実に後世に残していくべく、引き続き国立公文書館等と連携協力してまいる所存です。

結びに、本工事の無事の施工と国立公文書館及び憲政記念館の一層の御発展を祈念申し上げ、私の祝辞といたします。

令和七年六月二日

最高裁判所長官 今 崎 幸 彦

気象業務百五十周年記念式典 祝辞

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、気象業務百五十周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

我が国において、気象業務は、百五十年前の明治八年に開始されて以来、その時々の最新の科学技術を駆使して、自然現象を監視・予測するとともに、防災に資する情報を社会に提供し続けてきました。今日、気象業務が充実発展を遂げ、国民の揺るぎない信頼を得るに至りましたことは、誠に御同慶の至りであります。我が国は、その地理的な条件から、台風、豪雨、地震、火山噴火などの災害に度々見舞われてきましたが、気象業務は、それら自然災害から国民の生命、財産を守るものとして大きく貢献し、社会に必要不可欠なものとなっております。これも、気象業務に携わる関係各位の御尽力の賜物であると存じます。

現代の高度に発達した社会においても、大規模な自然災害により国民の暮らしや経済が受ける影響は大きく、また、国民の気候変動に対する危機感も一層高まっています。このような中であって、気象業務が担うべき役割は、更に重要性を増しており、将来にわたって気象業務が健全に発達することへの国民の期待は、ますます大きなものとなっています。

本日の式典に当たり、気象業務の発展の歩みを顧み、その運営に貢献された各位に対し、深甚なる敬意を表しますとともに、気象業務が一層の発展を遂げられますことを祈念いたしまして、私の祝辞といたします。

令和七年六月二日

最高裁判所長官 今 崎 幸 彦

最高裁判所長官祝辞

〔令和七・十・十
第七十三回全国調停委員大会〕

第七十三回全国調停委員大会の開催に当たり、お祝いの言葉を申し上げます。

大正十一年に発足した調停制度は、百年以上の長きにわたり、その時々々の社会の要請や利用者のニーズに応じて着実に発展を遂げてまいりました。そうした中、日本調停協会連合会は、昭和二十七年の創立以来、調停制度と共に歩み、今日まで活発な活動が続けられ、調停制度の普及と発展に大きく貢献してこられました。これまで調停制度が我が国の主要な紛争解決手段の一つとして、国民から高い信頼と評価を受けて広く利用されてきたのは、条理にかなう適正妥当な合意の成立を目指すという制度の本質を旨とし、当事者にとつてより良い調停運営と調停制度の発展のため、不断の歩みを続けてこられた調停委員及び関係者の皆様の熱意と努力のたまものにほかなりません。関係する皆様の御尽力に対し、心から感謝と敬意を表します。

国民の価値観の多様化や社会の変化に伴い、調停利用者の意識やニーズは日々変化しています。加えて、ここ数年の社会におけるデジタル化の進展には目覚ましいものがあり、裁判の分野でも、利用者である国民の利便性の向上を図り、より良い司法サービスを提供するという観点から、デジタル化を着実に実現していくことが求められています。調停手続においては、既に全ての裁判所でウェブ会議の運用が開始されていますが、令和十年六月までに、民事調停手続について記録の電子化等を含め全面的なデジタル化が実現される予定です。家事の分野でも、同様のデジタル化が予定されているのはもちろんのこと、それに先立つ来年五月までに家族法制に関する民法等の一部を改正する法律が施行されることとなつていきます。このように、手続法、実体法いずれにおいても不断の見直しが行われ、調停制度の運用の在り方にも不断の見直しが求められていく中、調停制度の運用の在り方にも不断の見直しが求められてい

ます。裁判所としても、利用者のニーズに的確に応え、調停制度の本質を踏まえた納得性の高い紛争解決を実現するため、皆様と共に調停運営の更なる改善と発展に一層力を尽くしてゆく所存です。調停委員の皆様方におかれましても、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、日本調停協会連合会と関係の皆様のみすますの御発展を祈念して、祝辞といたします。

令和七年十月十日

最高裁判所長官

今 崎 幸 彦

内閣制度創始百四十周年記念式典祝辞

内閣制度創始百四十周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

明治十八年に太政官制度を廃して近代的な内閣制度が創設され、以来、我が国は、この内閣制度の下で、近代国家としての道を歩んでまいりました。とりわけ、戦後の八十年間は、国民主権を基調とする日本国憲法の下で、内閣は、行政権の担い手として多くの難局に立ち向かい、我が国の繁栄を支える中心的な役割を果たしてこられました。ここに、内閣制度の発展と国家の隆盛のために力を尽くされた多くの先人及び関係者の方々に対し、深い敬意を表します。

戦後八十年という節目の年を迎えた今日、我が国は、社会経済構造の変化や価値観の多様化、科学技術の飛躍的な進歩等を背景にして、様々な課題が交錯する状況にあります。このような中、国の基盤を揺るぎなきものとし、社会の繁栄を確実なものとするために、内閣をはじめ国家諸機関が果たすべき役割は誠に重大です。

ここに、内閣制度創始百四十周年をお祝いするとともに、内閣が、今後ともその使命の遂行に尽力され、国民の期待と信頼に応え、我が国の発展を牽引していかれることを祈念して、私の祝辞といたします。

令和七年十二月二十二日

最高裁判所長官 今 崎 幸 彦

祝 辞

弁護士制度百五十年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

我が国の弁護士制度は、明治九年に免許代言人制度として発足し、本年をもって百五十年を迎えます。この間、弁護士の皆様は、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の崇高な使命を達成するため、幾多の困難を乗り越えながら、たゆみない努力を続けてこられました。今日、国民にとって最も身近な法律家として、弁護士の活動領域は多方面に及んでおり、弁護士制度は、我が国の社会に法の支配を行き渡らせる上で欠くことのできない重要な基盤となっています。ここに、弁護士制度の発展と国民の権利利益の実現のために力を尽くしてこられた弁護士各位及び関係者の方々に対し、心から敬意を表します。

近年、社会経済構造の変化、国民の権利意識の高まりや価値観の多様化などを背景として、社会の様々な場面において、法の原理に基づいた適正な解決を求められる事案が増えており、司法の果たすべき役割は以前にも増して重要になっています。法曹三者は、これまで、立場の違いを超え、国民に対する司法サービスの向上という共通の目的のために、協力し、共に努力を重ねてきました。今後も、この良き伝統を継承し、相互の信頼関係を一段と深め、裁判手続のデジタル化をはじめとした各種の課題に力を合わせて取り組んでいきたいと考えています。弁護士の皆様におかれましても、次の五十年、百年に向けてより良い司法を築くべく、一層の御尽力をお願いしたいと思います。

結びに、弁護士制度百五十年をお祝いするとともに、弁護士制度の更なる発展と弁護士の皆様の益々の御活躍を祈念して、私の祝辞とい

【機密性2】

たします。

令和八年一月十五日

最高裁判所長官 今 崎 幸 彦

祝 辞

令和八・二・二四 弁護士会館クレオ
日本司法支援センター二十周年記念式典

日本司法支援センター二十周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

日本司法支援センターは、司法制度改革の中心的な成果の一つとして、総合法律支援法に基づき平成十八年に設立され、本年をもって法人設立・事業開始から二十年を迎えます。この間、「法テラス」の愛称で親しまれてきた日本司法支援センターは、社会の隅々に法の支配を行き渡らせるセーフティネットの中核として、国民の誰もが、いつでも、どこでも法的援助を受けられるよう、様々なサービスを提供してこられました。近時、新たに犯罪被害者等支援弁護士制度の運用が始まるなど、業務の充実・拡大が図られたところであり、今や、司法制度全体を支える重要な基盤として、我が国に欠くことのできない存在となっています。これも、ひとえに、本部及び地方事務所の役員・職員の方々をはじめ、関係各位のたゆみない御努力のたまものであり、深く敬意を表します。

近年、社会経済構造の変化や価値観の多様化、科学技術の飛躍的進歩等を背景にして、社会の様々な場面で法に基づく公正な解決が求められるようになっており、司法に対する国民の期待は一層大きくなっています。このような中、より身近で利用しやすい司法を実現するために、司法と国民を結ぶ架け橋である日本司法支援センターの果たすべき役割は誠に重要です。裁判所としても、関係機関と連携を図りながら、円滑な業務遂行のため、今後ともできる限り協力してまいりたい所存です。

結びに、日本司法支援センター二十周年をお祝いするとともに、日

【機密性2】

本司法支援センターの更なる御発展と、関係者の皆様の益々の御活躍
を祈念して、私の祝辞といたします。

令和八年二月二十四日

最高裁判所長官 今 崎 幸 彦

祝 辞

本日、ここに、第二東京弁護士会創立百周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

第二東京弁護士会は、大正十五年に創立され、以来、今日に至るまで、自由闊達な会風の下、弁護士制度の発展のために意欲的な活動を続けられ、基本的人権の擁護と社会正義の実現に大きく貢献してこられました。貴会がここに創立百周年を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。これも、ひとえに、歴代役員、先進会員の方々をはじめ関係各位のたゆみない御努力のたまものであり、深く敬意を表します。

近時、社会経済構造の変化、技術革新の進展、価値観の多様化などを背景として、複雑困難な紛争が増加しており、法に基づく公正な解決が以前にも増して求められるようになっていきます。また、本年五月にはいよいよ民事訴訟手続の全面デジタル化が始まり、その後も各種の裁判手続のデジタル化が順次施行されるなど、司法サービスの向上に向けて取り組むべき課題は少なくありません。このような状況に適切に対応していくためには、法曹三者が、国民のための司法という共通の理念の下、相互理解を一段と深め、力を合わせていくことが必要です。第二東京弁護士会におかれましても、司法の更なる発展のために、一層の御尽力をお願いしたいと思います。

結びに、第二東京弁護士会の益々の御発展と、御参集の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私の祝辞といたします。

令和八年三月三十日

最高裁判所長官 今 崎 幸 彦